

8月1日～10日

夏の安全なまちづくり県民運動

問合せ先 市役所危機管理課 ☎0587(32)1159

犯罪被害に遭わないためには、一人一人が日頃から高い防犯意識を持ち、身近な対策を具体的に実践していくことが何より大切です。

○住宅を対象とした侵入盗の防止

- ・短時間の外出、在宅中、就寝中を問わず、窓やドアのカギを掛けましょう
- ・窓やドアはツーロックにし、窓には補助錠を取り付けましょう
- ・不審者を寄せ付けられないよう地域ぐるみで、「あいさつ、声かけ運動」を展開しましょう

○子どもと女性の犯罪防止

- ・子どもを1人で遊ばせないようにしましょう
- ・防犯ブザーや笛（ホイッスル）を携帯し、常に使える状態にしておきましょう
- ・女性の一人暮らしを悟られないようにしましょう

○特殊詐欺の被害防止

- ・言葉巧みな犯人と会話をしないで済むように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう（犯人は声の録音を嫌がり、電話を切ります）
- ・お金の要求には、「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送しない」を徹底しましょう。また、キャッシュカードの暗証番号を第三者に伝えたり、カードを渡したりしないようにしましょう

- ・「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をしましょう
- ・保険料や医療費などの還付金はATMで返還手続きをすることは絶対にありません
- ・有料サイトの利用料などを請求するメール・はがきに記載された連絡先には電話をしないようにしましょう



- ・「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をしましょう
- ・保険料や医療費などの還付金はATMで返還手続きをすることは絶対にありません
- ・有料サイトの利用料などを請求するメール・はがきに記載された連絡先には電話をしないようにしましょう

- ・「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をしましょう
- ・保険料や医療費などの還付金はATMで返還手続きをすることは絶対にありません
- ・有料サイトの利用料などを請求するメール・はがきに記載された連絡先には電話をしないようにしましょう

○自動車盗の防止

- ・車両から離れるときは、短時間であっても「キーを抜く」「ドアロック」を徹底しましょう

公共下水道受益者負担金（分担金）の納付

下水道課（上下水道庁舎内）☎0587(21)4199

公共下水道を供用開始した地域で受益者負担金（分担金）を賦課します。賦課対象区域の受益者（土地の所有者、またはその土地に権利を持っている方）に、8月1日付けで「下水道事業受益者負担金（分担金）納入通知書」を送付します。内容を確認の上、納期限までに納付してください。なお、第1期納期限の9月2日（月）までに未到来納期分を一括して納付する場合は、一括納付報奨金制度が利用できます。

▼対象 第12負担区、第13負担区、第14負担区、祖父江第1負担区、平和第1負担区、平和第2負担区

●受益者負担金（分担金）制度

下水道整備には多額の費用が掛かりますが下水道の施設は道路や公園と違って利用できる人が限られているため、整備費の全てを税金で賄うと整備区域以外の人にとって不

生垣設置補助



緑豊かで潤いのある良好な生活環境づくりのために「生垣設置」を推進しています

- 問合せ先 市役所都市整備課 ☎0587(32)1372
- ▶対象 市内で、住宅・店舗・工場・事業所・倉庫などで使用する土地に新たに生垣を設置する方 ※区画整理・道路事業などで樹木に関する補償を受けた方が新たに設置する場合や過去10年間に同一の土地で助成を受けた方は対象となりません ▶補助基準 公道に面していて、90cm以上の樹木を1mにつき2本以上2m以上にわたり植栽すること ▶補助金額 設置費用または生垣の延長に市が定めた基準額を乗じて得た額のいずれか低い額の2分の1（限度額6万円） ▶手続き 着手前に、申請書を提出 ※補助金の交付は設置完了後です

ペットボトルの出し方が変わりました

問合せ先 資源対策課（環境センター内）☎0587(36)0135 ID1001104
リサイクル資源分別収集でのペットボトルの出し方が4月から変わりました。水洗いしてキャップは外し、ラベルもなるべくはがすようにしてください（外したキャップ・ラベルはプラスチック製容器包装へ）。



ペットボトルを出す際は、集積場所に設置の回収袋に入れてもらいますが、回収袋の中にコンクリート片や石が混入するケースが発生しています。ペットボトル以外のものは絶対に入れないください。また、回収袋を押さえる重石代わりにコンクリート片などを使用することは控えてください

稲沢市都市緑化推進事業

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業として、市民や事業者が行う優良な緑化に対して補助金を交付します

問合せ先 市役所都市整備課 ☎0587(32)1372 ID1002320

緑の街並み推進事業

- 対象
- ①市街化区域および市街化調整区域内の既存集落で行う事業
 - ②民有地で、空き地、駐車場、建物の屋上や壁面に50㎡以上の緑化を行う事業（次の条件を1つ以上満たしていること）
 - ・公開性がある（一般に開放されている、管理者の了承のもと見ることができると）
 - ・緑化面積が1,000㎡以上
 - ・高中木の植栽の面積が、緑化面積の25%以上を占めている
 - ③民有地で、延長15m以上の生け垣設置を行う事業（次の条件を全て満たしていること）
 - ・生け垣の延長のうち、公道などの道路に対する接道延長が50%以上
 - ・1m当たり2本以上植栽し、生け垣の高さが地面から90cm以上

補助金額
緑化（土壌改良、灌水設備など含む）、生け垣設置に使う費用の2分の1（1件当たりの上限額は500万円）
※補助金額が10万円未満の場合は対象外
※補助金額が基準額（右表）を超える場合、緑化面積または生け垣延長に基準額を乗じた額を交付

市民参加緑づくり事業

- 対象
- 公有地で、市民参加型の緑化活動や体験学習を行う事業（次の条件を全て満たしていること）
- ・参加者が延べ50人以上
 - ・樹木などの費用が、補助の対象となる費用の2分の1以上
 - ・営利目的ではなく、事業に継続性がある
 - ・あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の趣旨に反しない事業

補助金額
事業実施に必要なと認められる費用の全てを交付（1件当たりの上限額は300万円）
※補助金額が10万円未満の場合は対象外

緑の街並み推進事業 補助金の基準額

対象事業	補助金の基準額
屋上・壁面の緑化	1㎡当たり30,000円
空き地の緑化	1㎡当たり15,000円
駐車場の緑化	1㎡当たり20,000円
生け垣設置	延長1m当たり5,000円

注意事項
必ず施工前に申請し、年度内に完了してください。
※他にも条件があります

コミュニティバスを利用してください

問合せ先 市役所地域協働課 ☎0587(32)1146

コミュニティバスの運行を継続していくため、『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』見直しに係る基準を設定し、運行経費における利用者1人当たりの市負担額（下表）の基準値を1,500円としました。この基準値や利用状況を参考とし、4月から運行路線、時刻表を改正しています。

令和元年5月分

路線名	利用人数	バス運行経費における1人当たりの市負担額
稲沢中央線 アピタ稲沢店系統	8,436人	141円
祖父江・稲沢線 ふれあいの郷系統	1,357人	653円
祖父江・稲沢線 地泉院系統	1,404人	639円
下津・稲沢線	778人	1,197円
大里線	680人	1,365円
千代田・平和線	858人	1,121円

道路の安全利用を

- 市役所用地管理課 ☎0587(32)1379
- 次の行為は絶対にやめましょう
 - ・空き缶やタバコの吸い殻を捨てる
 - ・商品置き場や作業場などとして使う
 - ・樹木や駐車車両などのほみ出し
 - ・自転車やバイクの放置
 - ・看板や貼り紙などで汚す
 - ・農地などからの土砂の流出
 - 次の場合は手続きが必要ですよ
 - ・歩道に自動車乗り入れ口を設置する
 - ・道路に足場や仮囲いなどを設置する
 - ・道路管理者以外が道路で工事を行う
- 公平になります。そのため、下水道整備で利益を受ける人（受益者）が建設費の一部を負担するのが受益者負担金（分担金）制度で、受益者負担金（分担金）は下水道整備費の一部に充てられます。

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ